

平成28年度第1回
神戸市都市計画審議会会議録

平成28年11月25日

平成28年度 第1回 神戸市都市計画審議会

- 1 日時 平成28年11月25日（金） 午後3時00分～午後3時17分
2 場所 三宮研修センター 605会議室
3 出席委員 （25人）

（1）学識経験のある者

小 谷 通 泰	西 野 百合子
西 村 順 二	藤 田 一 郎
三 田 雅 義	三 輪 康 一
吉 岡 洋 子	

（2）市会議員

北 山 順 一	平 野 昌 司
浜 崎 為 司	たけしげ 栄二
森 本 真	朝 倉 えつ子
向 井 道 尋	徳 山 敏 子
川原田 弘 子	平 木 博 美
住本 かずのり	前 島 浩 一

（3）国及び兵庫県の行政機関の職員

池 田 豊 人（代理	山田 和之）
荒 木 一 聡（代理	奥原 崇）
町 祐 紀（代理	稲田 稔宏）

（4）市民

酒 卷 恵	尾 花 弘 教
-------	---------

（5）臨時委員

星 野 敏

4 議題

- 第1号議案 神戸国際港都建設計画臨港地区の変更について
（神戸港臨港地区）
第2号議案 神戸国際港都建設計画緑地の変更について
（30号空港島東緑地）
第3号議案 神戸国際港都建設計画生産緑地地区の変更について

(玉津58生産緑地地区ほか4地区)

5 議事の内容 別紙のとおり

1. 開会

○小谷会長

定刻となりましたので、ただいまより、平成28年度第1回神戸市都市計画審議会を開会いたします。

まず、事務局から委員のご紹介と定足数の確認をお願いいたします。

2. 委員紹介・定足数の確認

○三島計画部長

皆さんこんにちは。

お手元の委員名簿をご参照ください。

新しく委員となられました方をご紹介させていただきます。

まず学識経験者委員でございます。中林委員でございますが、本日はご欠席でございます。続きまして吉岡委員でございます。

○吉岡委員

よろしくをお願いいたします。

○三島計画部長

それでは市会議員の委員の皆様をご紹介させていただきます。

北山委員でございます。

○北山委員

皆さんよろしくをお願いいたします。

○三島計画部長

平野委員でございます。

○平野委員

よろしくお願ひします。

○三島計画部長

浜崎委員でございます。

○浜崎委員

浜崎です。よろしくお願ひします。

○三島計画部長

たけしげ委員でございます。

○たけしげ委員

よろしくお願ひいたします。

○三島計画部長

森本委員でございます。

○森本委員

森本です。よろしくお願いいたします。

○三島計画部長

朝倉委員でございます。

○朝倉委員

よろしくお願いいたします。

○三島計画部長

向井委員でございます。

○向井委員

よろしくお願いいたします。

○三島計画部長

徳山委員でございます。

○徳山委員

よろしくお願いいたします。

○三島計画部長

川原田委員でございます。

○川原田委員

どうぞよろしくお願いいたします。

○三島計画部長

平木委員でございます。

○平木委員

よろしくお願いいたします。

○三島計画部長

住本委員でございます。

○住本委員

よろしくお願いいたします。

○三島計画部長

前島委員でございます。

○前島委員

よろしくお願いいたします。

○三島計画部長

それではご異動で新しく委員となられた方をご紹介します。

国土交通省近畿地方整備局長の池田委員でございます。本日は代理で山田兵庫国道事務所副所長がご出席でございます。

○池田委員（代理 山田）

よろしく願いいたします。

○三島計画部長

続きまして、兵庫県副知事の荒木委員でございます。本日は代理で奥原県土整備部まちづくり局長がご出席でございます。

○荒木委員（代理 奥原）

よろしく願いいたします。

○三島計画部長

兵庫県警察本部神戸市警察部長の町委員でございますが、本日は代理で稲田兵庫県警察本部交通部交通規制課管理官兼次席がご出席でございます。

○町委員（代理 稲田）

よろしく願いいたします。

○三島計画部長

市民委員でございます。酒巻委員でございます。

○酒巻委員

酒巻と申します。よろしく願いいたします。

○三島計画部長

尾花委員でございます。

○尾花委員

よろしく願いいたします。

○三島計画部長

今回の審議会では臨時委員を委嘱させていただいております。第3号議案の生産緑地地区の変更についてご審議いただきます星野委員でございます。

○星野委員

星野でございます。よろしく願いいたします。

○三島計画部長

次に定足数でございます。神戸市都市計画審議会条例第5条第2項の規定により、委員及び議事に関係のある臨時委員の総数の半数以上の出席により会議が成立することになっております。委員の総数は28名ですので定足数は14名となります。

本日は委員25名がご出席いただいておりますので、会議は有効に成立いたします。

以上でございます。

3. 会議録署名委員人の指名

○小谷会長

ありがとうございます。

本日の会議録署名委員ですが、三田委員と三輪委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

4. 議案審議

(第1号議案神戸国際港都建設計画臨港地区の変更について)

(第2号議案神戸国際港都建設計画緑地の変更について)

○小谷会長

それでは、議案の審議に入りたいと思います。

本日は、3件の案件を審議いたします。

第1号議案と第2号議案は、関連する案件ですので、一括して説明を受けたいと思います。

○新見計画課長

それではご説明させていただきます。

第1号議案神戸国際港都建設計画臨港地区の変更について、第2号議案神戸国際港都建設計画緑地の変更について、いずれも神戸市決定でございます。

以上の2議案は、関連する案件でございますので、一括してご説明いたします。

前面スクリーンをご覧ください。

臨港地区の指定図です。今回変更する箇所を赤い丸印で表示をしております。

議案計画書の2ページをお開きください。

臨港地区は、計画的な港湾施設の建設・管理運営や港湾にふさわしい土地利用の規制・誘導及び港湾環境整備により、港湾活動の円滑化や港湾機能の確保を図ることを目的として、港湾管理者の申し出に基づき、都市計画に定めるものです。

前面スクリーンをご覧ください。

神戸市では、昭和33年に臨港地区の都市計画決定を行い、その後、臨海部の整備事業の進捗等に伴い、これまで15回の変更を行っております。

このたび、港湾管理者の申し出に基づき、ポートアイランド地区と神戸空港地区において、臨港地区を変更いたします。

まず、ポートアイランド地区についてご説明いたします。

前面スクリーンをご覧ください。ポートアイランド地区の航空写真です。

議案計画図の1ページをお開きください。あわせて前面スクリーンもご覧ください。

計画図です。既決定の区域を灰色で、今回追加する区域を赤色で表示しております。

このたび、大阪湾岸道路西伸部である東灘区の六甲アイランド北ランプから長田区の駒栄ランプの事業化を契機に、ポートアイランド地区と神戸空港地区のアクセスをさらに強化することを目的として、臨港地区の区域を7.4ha追加し、臨港道路の整備を行います。

続きまして、神戸空港地区についてご説明いたします。

前面スクリーンをご覧ください。神戸空港地区の航空写真でございます。

議案計画図の2ページをお開きください。あわせて前面スクリーンもご覧ください。

計画図でございます。

既決定の区域を灰色で、今回追加する区域を赤色で、廃止する区域を黄色で表示しております。

まず、前面スクリーンで示しております赤い丸印のところについて、ご説明いたします。

神戸空港地区におきましても、大阪湾岸道路西伸部の事業化を契機にポートアイランド地区と六甲アイランド地区のアクセスをさらに強化することを目的としまして、臨港地区の区域を6.6ha追加し、臨港道路の整備を行います。

次に空港島南側に位置する護岸部分においては、滑走路部分と護岸部分の管理区分を明確にするため、前面スクリーン下部に拡大図で示しておりますが、幅3.5mの護岸部約1.4haを臨港地区の区域に追加をいたします。

引き続き、前面スクリーンをご覧ください。

神戸空港島の北東部の拡大図を示しております。

ここでは神戸市環境基本計画に基づき、低炭素社会の実現に向けクリーンな水素エネルギーを安定的に供給できる水素サプライチェーン構築実証事業の推進を計画しており、それに伴い、神戸空港島東緑地周辺の港湾機能と緑地機能を再配分するため、臨港地区を0.1ha追加し、0.1ha廃止するという区域の変更を行います。

議案計画書の3ページをご覧ください。あわせて前面スクリーンもご覧ください。

臨港地区全体の面積の増減についてご説明いたします。

このたびの変更によりまして、臨港地区全体では、約15.4ha増加し、変更後の面積は、約2,093.1haとなります。内訳につきましては下の表のとおりとなっております。

引き続きまして、第2号議案30号空港島東緑地についてご説明いたします。

議案計画書の4ページをお開きください。

議案計画図も4ページをお開きください。あわせて前面スクリーンをご覧ください。

計画図でございます。

空港島東緑地は、神戸空港島の東側において、良好な緑地環境を創出するとともに、市民が海や緑に親しみ、憩う休息地として、平成16年に都市計画決定しております。

このたび、隣接地におきまして水素サプライチェーン構築実証実験を推進するため、緑

地の区域を先ほどの臨港地区とあわせまして変更いたします。

議案計画書の5ページをご覧ください。あわせて前面スクリーンもご覧ください。

面積の増減でございます。このたびの30号空港島東緑地の変更では、形状の変更はありますが面積の増減はございませんので変更後の面積も約2.1haのままとなっております。

なお本案につきまして平成28年10月4日から18日まで、縦覧に供しましたが、意見書の提出はありませんでした。

説明は以上でございます。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

○小谷会長

ありがとうございます。

ただいま事務局よりご説明がありましたが、ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。特にございませんでしょうか。

それではご意見がございませんので、お諮りいたします。

第1号議案 神戸国際港都建設計画臨港地区の変更について、神戸港臨港地区、神戸市決定であります。

原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

(「異議あり」という声あり)

○森本委員

質問しませんでしたけども、第1号、第2号議案同じ関連ですが、1つは大阪湾岸道路の西伸部の延伸ですけども、我が会派としては、市民の皆さんや近隣住民の合意なく進められているという点と、整備効果がどうかというところに問題があって、この事業を推進する前提の臨港道路の整備には反対であります。

もう1つは第2号議案にもかかわって、水素サプライチェーンの構築、実証事業については、褐炭という外国由来の原料に頼るという点でエネルギー自給率を高めることもなく、他国に頼るために安定的でもない、そして生産段階で大量のCO2を排出するという点で、クリーンにも、温暖化対策にも繋がらないということで、その事業の推進を前提とする臨港地区の変更及び、緑地計画の変更には反対であるということです。

○小谷会長

それではご異議がございましたので、改めてお諮りをいたします。

第1号議案について賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○小谷会長

反対の方の挙手をお願いいたします。

(反対者挙手)

○小谷会長

賛成多数でございます。

よって、第1号議案につきましては、原案のとおり承認し、市長に答申いたします。

次に第2号議案神戸国際港都建設計画緑地の変更について、30号空港島東緑地、神戸市決定であります。お諮りをいたします。

第2号議案について賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○小谷会長

反対の方の挙手をお願いいたします。

(反対者挙手)

○小谷会長

賛成多数でございます。

よって、第2号議案については、原案のとおり承認し、市長に答申いたします。

次に、第3号議案生産緑地地区の変更について、事務局より説明をお願いいたします。

○新見計画課長

ご説明いたします。

第3号議案神戸国際港都建設計画生産緑地地区の変更について、玉津58生産緑地地区ほか4地区、神戸市決定でございます。

まず、生産緑地地区の都市計画上の位置づけをご説明いたします。前面スクリーンをご覧ください。

生産緑地地区は、市街化区域内において緑地機能及び多目的保留地機能の優れた農地等を計画的に保全し、良好な都市環境の形成に資することを目的として指定するものです。

神戸市では市街化の進展に伴い、緑地が急速に減少する中、良好な生活環境を確保する上で、農地等のもつ緑地機能に着目して残存する農地等の計画的な保全を行う必要があったため、平成4年に市街化区域内農地を、宅地化する農地と保全する農地に区分し、この

うち保全する農地を生産緑地地区として指定いたしました。

生産緑地地区の区域の変更及び廃止の理由には、

1. 農地とするための土地の形質の変更に伴う場合。
 2. 農業の主たる従事者が死亡あるいは農業に従事することを不可能にさせる故障に至った際に行うことのできる農地の買い取り申し出に伴い、行為の制限の解除に至った場合。
 3. 生産緑地地区の指定の面積要件を満たさなくなった場合。
- などがあります。

次に、生産緑地地区の買い取り申し出に伴う変更及び廃止について、ご説明いたします。

生産緑地地区の都市計画決定の後、農業の主たる従事者が死亡した場合、または農業に従事することを不可能にさせる故障に至った場合には、生産緑地法に基づき、市に対して、農地の買い取り申し出を行うことができます。

買い取り申し出に対し、市が買い取りできない場合には、農業委員会に農地としての売買のあっせんを依頼いたします。

そして、このあっせんが一定期間内に成立しない場合、かつ、申し出から3か月の間、所有権の移転が行われなかった場合には、生産緑地地区としての土地利用の制限が解除され、農地以外の土地利用が可能となります。

こうした手続の結果を受けまして、都市計画としての生産緑地地区の指定の廃止、及び変更するものでございます。

お手元、議案計画書の6ページをお開きください。

今回変更する生産緑地地区の指定の廃止、及び変更の内容と理由でございまして。

内容につきましては、1で廃止する4地区を、2で変更する1地区を記載しております。詳細についてご説明いたします。

議案計画図の5ページをお開きください。あわせて前面スクリーンもご覧ください。

図では、既決定の区域を灰色、今回廃止する区域を黄色で表示しております。

まず、玉津58生産緑地地区の廃止です。

位置は、小山二ツ屋線の北側、玉津第一小学校の西側でございまして。

主たる従事者の死亡による買い取り申し出により、黄色の区域を廃止いたします。

議案計画図の6ページをお開きください

玉津89生産緑地地区の廃止でございまして。位置は玉津平野線及び王塚公園の西側でございまして。

続いて、玉津101生産緑地地区の廃止です。位置は国道175号の西側、枝吉小学校の北側です。

いずれも、主たる従事者の死亡による買い取り申し出により、黄色の区域を廃止いたします。

議案計画図の7ページをご覧ください。

伊川谷100生産緑地地区の変更です。位置は伊川の南側、玉津鳥羽線の北側でございます。

主たる従事者の死亡による買い取り申し出により、黄色の区域を廃止することに伴い、区域と面積を変更いたします。

議案計画図の8ページをご覧ください。玉津25生産緑地地区の廃止です。

位置は明石木見線の西側、高津橋小学校の北西です。

主たる従事者の死亡による買い取り申し出により、黄色の区域を廃止いたします。

議案計画書の6ページにお戻りください。

以上の変更によりまして、神戸市全体の生産緑地地区は、変更前後対照表に記載しておりますとおおり、変更前の498地区、面積約106.10haから、494地区、面積約105.44haとなります。

なお、本案について、平成28年10月4日から18日まで、縦覧に供しましたが、意見書の提出はありませんでした。

説明は以上でございます。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

○小谷会長

ただいま事務局から説明がありましたが、ご質問、ご意見がございましたら、よろしくお願いたします。

いかがでしょう。

特にご意見がございませんので、お諮りをいたします。

第3号議案神戸国際港都建設計画生産緑地地区の変更について、玉津58生産緑地地区ほか4地区、神戸市決定です。原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○小谷会長

ご異議ございませんので、原案のとおり承認し、市長に答申いたします。

以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。

それでは、これもちまして閉会いたします。